

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第26号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 本庁</p> <p> 第1節 部局等（第5条—<u>第13条の2</u>）</p> <p> 第2節 [略]</p> <p>第3章～第6章 [略]</p> <p>附則</p> <p> （部局等）</p> <p>第5条 部局等は、次のとおりである。</p> <p> （1）～（9） [略]</p> <p> （総務部の分課等及びその分掌事務）</p> <p>第7条 総務部に次の室、課及び所（以下この条において「室課等」という。）を置く。</p> <p> （1）・（2） [略]</p> <p> （3） <u>予算調製課</u></p> <p> （4）～（8） [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>予算調製課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p> [略]</p> <p>5 法務学事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p> 法務担当の分掌事務</p> <p> （1）～（9） [略]</p> <p> <u>（10） [略]</u></p> <p> 私学・情報公開担当の分掌事務</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 本庁</p> <p> 第1節 部局等（第5条—<u>第13条の3</u>）</p> <p> 第2節 [略]</p> <p>第3章～第6章 [略]</p> <p>附則</p> <p> （部局等）</p> <p>第5条 部局等は、次のとおりである。</p> <p> （1）～（9） [略]</p> <p> <u>（10） 国体・障がい者スポーツ大会局</u></p> <p> （総務部の分課等及びその分掌事務）</p> <p>第7条 総務部に次の室、課及び所（以下この条において「室課等」という。）を置く。</p> <p> （1）・（2） [略]</p> <p> （3） <u>財政課</u></p> <p> （4）～（8） [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>財政課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p> [略]</p> <p>5 法務学事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p> 法務担当の分掌事務</p> <p> （1）～（9） [略]</p> <p> <u>（10） 行政文書の管理に関する事務の総括に関すること。</u></p> <p> <u>（11） 行政文書事務の研究、調査及び指導に関すること。</u></p> <p> <u>（12） 行政文書の受領、配布及び発送に関すること（他課等の</u> <u>の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p> <u>（13） 行政文書の保存に関すること。</u></p> <p> <u>（14） 公印に関すること（他課等の主管に属するものを除く</u> <u>。）。</u></p> <p> <u>（15） 毛筆浄書に関すること（他課等の主管に属するものを</u> <u>除く。）。</u></p> <p> <u>（16） [略]</u></p> <p> 私学・情報公開担当の分掌事務</p>

(1)～(5) [略]

(6) 行政文書の管理に関する事務の総括に関すること。

(7) 行政文書事務の研究、調査及び指導に関すること。

(8) 行政文書の受領、配布及び発送に関すること（他課等の
の主管に属するものを除く。）。

(9) 行政文書の保存に関すること。

(10) 公印に関すること（他課等の主管に属するものを除く
。）。

(11) 毛筆浄書に関すること（他課等の主管に属するものを
除く。）。

(12) [略]

[略]

6 税務課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

税務担当の分掌事務

(1) 課税及び納税の事務に関すること。

滞納整理担当の分掌事務

(1) [略]

7 [略]

8 総合防災室の分掌事務は、次のとおりとする。

防災危機管理担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 消防防災統計に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

防災消防担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

(6) [略]

[略]

6 税務課の分掌事務は、次のとおりとする。

税務担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) 課税及び納税の事務に関すること。

滞納整理担当の分掌事務

(1) [略]

7 [略]

8 総合防災室の分掌事務は、次のとおりとする。

防災危機管理担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

防災消防担当の分掌事務

- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) [略]

[略]

9 [略]

10 総務事務センターの分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

給与旅費担当の分掌事務

(1)～(8) [略]

(9) 職員の児童手当及び子ども手当の受給資格等の認定に関すること。

(10) 職員の児童手当及び子ども手当の支給に関すること。

(11) 職員の児童手当及び子ども手当に係る支出負担行為の確認に関すること。

(12)～(17) [略]

(政策地域部の分課及びその分掌事務)

第8条 政策地域部に次の室及び課を置く。

(1)～(5) [略]

(6) 国体室

2 政策推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 県土地開発公社に関すること。

3～6 [略]

7 国体室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 消防防災統計に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

[略]

9 [略]

10 総務事務センターの分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

給与旅費担当の分掌事務

(1)～(8) [略]

(9) 職員の児童手当の受給資格等の認定に関すること。

(10) 職員の児童手当の支給に関すること。

(11) 職員の児童手当に係る支出負担行為の確認に関すること。

(12)～(17) [略]

(政策地域部の分課及びその分掌事務)

第8条 政策地域部に次の室及び課を置く。

(1)～(5) [略]

2 政策推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

3～6 [略]

国体担当の分掌事務

(1) 第71回国民体育大会（以下「国体」という。）の開催準備の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) 国体の広報及び県民運動に関すること。

競技式典担当の分掌事務

(1) 国体の競技運営に関すること。

(2) 国体の式典に関すること。

施設担当の分掌事務

(1) 国体の競技施設に関すること。

(2) 国体の式典会場の管理に関すること。

(3) 国体の輸送及び交通に関すること。

(4) 国体の宿泊及び衛生に関すること。

(環境生活部の分課及びその分掌事務)

第9条 [略]

2～6 [略]

7 県民くらしの安全課の分掌事務は、次のとおりとする。

食の安全安心担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

[略]

8 [略]

(保健福祉部の分課及びその分掌事務)

第10条 保健福祉部に次の室及び課を置く。

(1) [略]

(2) 医療推進課

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(環境生活部の分課及びその分掌事務)

第9条 [略]

2～6 [略]

7 県民くらしの安全課の分掌事務は、次のとおりとする。

食の安全安心担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 調理師及びその養成施設に関すること。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

[略]

8 [略]

(保健福祉部の分課及びその分掌事務)

第10条 保健福祉部に次の室及び課を置く。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) 医療政策室

2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

医療再生担当の分掌事務

- (1) 地域における医療の確保に係る施策の企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (2) 公立病院改革に関すること。
- (3) 保健所運営協議会及び医療審議会（医療計画部会に限る。）に関すること。

3 医療推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

医療担当の分掌事務

- (1) 医療に関すること（地域医療推進担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。
- (2) 医療法人並びに医療に関する一般社団法人及び一般財団法人に関すること。
- (3) 病院、診療所及び助産所に関すること。
- (4) 施術所、衛生検査所及び歯科技工所に関すること。
- (5) 診療用放射線の防護に関すること。
- (6) 緩和ケアに関すること。
- (7) 死体の解剖及び保存に関すること。
- (8) 医師及び歯科医師に関すること。
- (9) 臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、診療エックス線技師及び歯科技工士に関すること。
- (10) 理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士に関すること。
- (11) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師その他の医業類似行為業者に関すること。
- (12) 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士並びにこれらの養成施設に関すること（健康国保課の主管に属するものを除く。）。
- (13) いわてリハビリテーションセンターの管理に関すること。
- (14) 医療審議会（医療計画部会を除く。）及び准看護師試験委員に関すること。

地域医療推進担当の分掌事務

- (1) 地域医療体制の整備及び推進に関すること（保健福祉企画室の主管に属するものを除く。）。
- (2) へき地医療対策に関すること。
- (3) 特定医療対策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

感染症担当の分掌事務

- (1) 感染症の発生予防及びまん延防止に関すること。
- (2) エイズに関すること。

(1)～(4) [略]

(3) 肝炎に関すること。

(4) 寄生虫及び疾病の予防に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(5) 原子爆弾被爆者に関すること。

(6) 感染症診査協議会に関すること。

4 健康国保課の分掌事務は、次のとおりとする。

健康予防担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 保健師に関すること（医療推進課の主管に属するものを除く。）。

(4)・(5) [略]

(6) 歯科保健に関すること（医療推進課の主管に属するものを除く。）。

(7) 調理師及びその養成施設に関すること。

(8) [略]

(9) 腎不全に関すること（医療推進課の主管に属するものを除く。）。

(10) [略]

(11) [略]

薬務担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関すること。

(5)・(6) [略]

[略]

5 [略]

6 [略]

7 障がい保健福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

療育精神担当の分掌事務

(1)～(8) [略]

(9) 岩手県立療育センターの管理に関すること。

(10) [略]

[略]

自殺総合対策担当の分掌事務

(1) [略]

8 児童家庭課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

少子化担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

3 健康国保課の分掌事務は、次のとおりとする。

健康予防担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 保健師に関すること（医療政策室の主管に属するものを除く。）。

(4)・(5) [略]

(6) 歯科保健に関すること（医療政策室の主管に属するものを除く。）。

(7) [略]

(8) 腎不全に関すること（医療政策室の主管に属するものを除く。）。

(9) [略]

(10) [略]

薬務担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚醒剤に関すること。

(5)・(6) [略]

[略]

4 [略]

5 [略]

6 障がい保健福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

こころの支援・療育担当の分掌事務

(1)～(8) [略]

(9) [略]

[略]

療育センター整備担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 岩手県立療育センターの管理に関すること。

(3) 新たな岩手県立療育センターの整備に関すること。

7 児童家庭課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

少子化担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

- (4) 身体障害児童の育成医療に関すること。
- (5)・(6) [略]
- (7) 児童手当及び子ども手当に関すること（総務事務センターの主管に属するものを除く。）。
- (8) [略]

- (4) 身体障害児童の育成医療に関すること（医療機関の指定を除く。）。
- (5)・(6) [略]
- (7) 児童手当に関すること（総務事務センターの主管に属するものを除く。）。
- (8) [略]

8 医療政策室の分掌事務は、次のとおりとする。

医療政策担当の分掌事務

- (1) 医療施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 岩手県保健医療計画に関すること。
- (3) 公立病院改革に関すること。
- (4) 保健所運営協議会及び医療審議会に関すること。

医務担当の分掌事務

- (1) 医療に関すること（医療政策担当、地域医療推進担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。
- (2) 医療法人並びに医療に関する一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人に関すること。
- (3) 病院、診療所及び助産所に関すること。
- (4) 施術所、衛生検査所及び歯科技工所に関すること。
- (5) 診療用放射線の防護に関すること。
- (6) 死体の解剖及び保存に関すること。
- (7) 医師及び歯科医師に関すること。
- (8) 臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、診療エックス線技師及び歯科技工士に関すること。
- (9) 理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士に関すること。
- (10) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師その他の医業類似行為業者に関すること。
- (11) 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士並びにこれらの養成施設に関すること（健康国保課の主管に属するものを除く。）。
- (12) 准看護師試験委員に関すること。

地域医療推進担当の分掌事務

- (1) 地域医療体制の整備及び推進に関すること（医療政策担当の主管に属するものを除く。）。
- (2) へき地医療対策に関すること。
- (3) 救急医療対策に関すること。
- (4) その他特定医療対策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (5) 医療情報連携に関すること。
- (6) いわてリハビリテーションセンターの管理に関するこ

(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)

第11条 [略]

2 商工企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所、工業技術集積支援センター、先端科学技術研究センター、産業技術短期大学校及び職業能力開発校に関する事。

(4)～(7) [略]

被災企業支援担当の分掌事務

(1) [略]

3 [略]

4 科学・ものづくり振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

ものづくり振興担当の分掌事務

(1) [略]

(2) ものづくりに係る人材の育成に関する事。

(3) [略]

5・6 [略]

7 企業立地推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 企業の誘致に関する事。

(2) [略]

(3) 低開発地域工業開発の促進に関する事。

(4) [略]

(5) [略]

と。

感染症担当の分掌事務

(1) 感染症の発生予防及びまん延防止に関する事。

(2) 寄生虫及び疾病の予防に関する事(他課等の主管に属するものを除く。)

(3) 原子爆弾被爆者に関する事。

(4) 感染症診査協議会に関する事。

(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)

第11条 [略]

2 商工企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所、先端科学技術研究センター、産業技術短期大学校及び職業能力開発校に関する事。

(4)～(7) [略]

自動車産業振興担当の分掌事務

(1) 自動車関連産業の振興に関する事。

(2) 自動車関連産業に係る人材の育成に関する事。

(3) 自動車関連企業の誘致に関する事。

被災企業支援担当の分掌事務

(1) [略]

3 [略]

4 科学・ものづくり振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

ものづくり振興担当の分掌事務

(1) [略]

(2) ものづくりに係る人材の育成に関する事 (他課等の主管に属するものを除く。)

(3) [略]

5・6 [略]

7 企業立地推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 企業の誘致に関する事 (商工企画室の主管に属するものを除く。)

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) 県土地開発公社に関する事。

(6) [略]

8 [略]
(農林水産部の分課及びその分掌事務)

第12条 [略]

2 農林水産企画室の分掌事務は、次のとおりとする。
[略]
管理担当の分掌事務
(1)～(3) [略]

特定課題担当の分掌事務
(1) [略]

3・4 [略]

5 農業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。
[略]
地域農業振興担当の分掌事務
(1)～(3) [略]
(4) 社団法人岩手県農業公社(昭和46年3月29日に社団法人岩手県農地管理開発公社という名称で設立された法人をいう。)に関する事
[略]

6～10 [略]

11 林業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。
[略]
林業担当の分掌事務
(1) [略]
(2) 森林・林業・木材産業づくり交付金事業に関する事
。

12～16 [略]
(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第13条 [略]

2～4 [略]

5 道路環境課の分掌事務は、次のとおりとする。
[略]
維持担当の分掌事務
(1)・(2) [略]
(3) 交通安全施設等整備事業に関する事。
(4)～(6) [略]

6・7 [略]

8 都市計画課の分掌事務は、次のとおりとする。
[略]

(6) [略]

8 [略]
(農林水産部の分課及びその分掌事務)

第12条 [略]

2 農林水産企画室の分掌事務は、次のとおりとする。
[略]
管理担当の分掌事務
(1)～(3) [略]
復興推進担当の分掌事務
(1) 農林水産業の復興に向けた施策の推進に関する事。

特定課題担当の分掌事務
(1) [略]

3・4 [略]

5 農業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。
[略]
地域農業振興担当の分掌事務
(1)～(3) [略]
(4) 公益社団法人岩手県農業公社に関する事。
[略]

6～10 [略]

11 林業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。
[略]
林業担当の分掌事務
(1) [略]
(2) 林業構造の改善に関する事。

12～16 [略]
(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第13条 [略]

2～4 [略]

5 道路環境課の分掌事務は、次のとおりとする。
[略]
維持担当の分掌事務
(1)・(2) [略]
(3) 交通安全施設等の整備事業に関する事。
(4)～(6) [略]

6・7 [略]

8 都市計画課の分掌事務は、次のとおりとする。
[略]

計画整備担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

[略]

9 [略]

10 建築住宅課の分掌事務は、次のとおりとする。

住宅担当の分掌事務

(1)～(13) [略]

(14) 長期優良住宅の普及の促進に関すること (建築指導担当の主管に属するものを除く。)。

建築指導担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

(8) [略]

[略]

11・12 [略]

(復興局の分課及びその分掌事務)

第13条の2 復興局に次の課を置く。

(1) 総務課

(2) 企画課

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

2 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) [略]

3 企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る計画の進行管理に関すること。

計画整備担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 低炭素まちづくり計画に係る総合的な調整に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

[略]

9 [略]

10 建築住宅課の分掌事務は、次のとおりとする。

住宅担当の分掌事務

(1)～(13) [略]

(14) 長期優良住宅の普及の促進に関すること。

(15) 低炭素建築物の普及の促進に関すること。

建築指導担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

(8) 低炭素建築物新築計画の認定等に関すること。

(9) [略]

[略]

11・12 [略]

(復興局の分課及びその分掌事務)

第13条の2 復興局に次の課を置く。

(1) 総務企画課

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

2 総務企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

計画担当の分掌事務

(1) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る計画の進行管理に関すること。

- 4 [略]
- 5 [略]
- 6 [略]

(精神保健福祉センター)

第44条 [略]

2 前項に規定するもののほか、精神保健福祉センターにおいては、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 精神障害者通院医療費公費負担の決定に係る専門的判定に関すること。
- (2)・(3) [略]

3 [略]

(工業技術集積支援センター)

第51条 次の事務を処理するため、岩手県工業技術集積支援セ

- 3 [略]
- 4 [略]
- 5 [略]

(国体・障がい者スポーツ大会局の分課及びその分掌事務)

第13条の3 国体・障がい者スポーツ大会局に次の課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 施設課
- (3) 競技式典課

2 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 局の総括に関すること。
- (2) 局内の事務管理、人事、経理及び物品の管理に関すること。
- (3) 第71回国民体育大会（以下「国体」という。）及び第16回全国障害者スポーツ大会（以下「障害者スポーツ大会」という。）の開催準備の総合的な企画及び調整に関すること。
- (4) 国体及び障害者スポーツ大会の広報及び県民運動に関すること。
- (5) 局内各課の連絡に関すること。
- (6) 局内他課の主管に属しないこと。

3 施設課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国体の競技施設に関すること。
- (2) 国体及び障害者スポーツ大会の式典会場の管理に関すること。
- (3) 国体及び障害者スポーツ大会の輸送及び交通に関すること。
- (4) 国体及び障害者スポーツ大会の宿泊及び衛生に関すること。

4 競技式典課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国体の競技運営に関すること。
 - (2) 国体及び障害者スポーツ大会の式典に関すること。
- (精神保健福祉センター)

第44条 [略]

2 前項に規定するもののほか、精神保健福祉センターにおいては、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 障害者自立支援医療に係る専門的判定に関すること（精神通院医療に係るものに限る。）。
- (2)・(3) [略]

3 [略]

第51条 削除

ンターを置く。

(1) 自動車産業の関連企業等の技術移入の促進に関すること。

(2) 地元企業のものづくり技術の育成及び強化の支援に関すること。

2 岩手県工業技術集積支援センターの位置は、北上市とする。

第76条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局の部並びに広域振興局以外の出先機関の部等（以下この条において「室課等」という。）に置き、その分掌事務を処理する。

名称	室課等
[略]	
配偶者暴力相談支援センター	[略]
消費生活相談室	沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター
県民医療相談センター	医療推進課
[略]	

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	職	職務
本庁	部局等	[略]
	復興局長	[略]
部局等（秘書広報室及び復興局を除く。）	副部長	[略]

第76条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局の部並びに広域振興局以外の出先機関の部等（以下この条において「室課等」という。）に置き、その分掌事務を処理する。

名称	室課等
[略]	
配偶者暴力相談支援センター	[略]
県民医療相談センター	医療政策室
[略]	

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	職	職務
本庁	部局等	[略]
	復興局長	[略]
	国体・障がい者スポーツ大会局長	[略]
部局等（秘書広報室、復興局及び国体・障がい者スポーツ大会局を除く。）	副部長	[略]

復興局	副局長	<u>局長を補佐し、上司の命を受け、局の事務を整理し、及び局の事務で特に命ぜられた事項を掌理するとともに、局長に事故があるとき、又は局長が欠けたときは、その職務を代理する。</u>
-----	-----	--

[略]

広域振興局	局長	[略]
-------	----	-----

[略]

経営企画部（県南広域振興局を除く。）及び地域振興センター	[略]
------------------------------	-----

秘書広報室	副室長	<u>室長若しくは局長を補佐し、上司の命を受け、</u>
復興局	副局長	<u>室若しくは局の事務を整理し、及び室若しくは局の事務で特に命ぜられた事項を掌理するとともに</u>
国体・障がい者スポーツ大会局		<u>、室長若しくは局長に事故があるとき、又は室長若しくは局長が欠けたときは、その職務を代理する。</u>

[略]

広域振興局	局長	[略]
	副局長	<u>広域振興局長を補佐し、上司の命を受け、広域振興局の事務を整理し、及び広域振興局の事務で特に命ぜられた事項を掌理するとともに、広域振興局長に事故があるとき、又は広域振興局長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。</u>

[略]

経営企画部（県南広域振興局を除く。）及び地域振興センター	[略]	
土木部（沿岸広域振興局に限る。）	副部長	<u>部長を補佐し、上司の命を受け、部の事務を整理し、及び部の事務で特に命ぜられた事務を処理するとともに、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。</u>

[略]		
大船渡土木センター	副所長	[略]
[略]		
[略]		
広域振興局（盛岡広域振興局を除く。）	副局長	広域振興局長を補佐し、上司の命を受け、 <u>広域振興局の事務を整理し、及び広域振興局の事務で特に命ぜられた事項を掌理するとともに、広域振興局長に事故があるとき、又は広域振興局長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。</u>
[略]		
商工労働観光部に属する出先機関	大阪事務所、 <u>北海道事務所</u> 及び福岡事務所	[略]
工業技術集積支援センター	所長	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所の事務を掌理する。</u>
	次長	<u>所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。</u>
先端科学技術研究センター	[略]	
[略]		
[略]		

[略]		
宮古土木センター及び大船渡土木センター	副所長	[略]
[略]		
[略]		
[略]		
商工労働観光部に属する出先機関	大阪事務所、 <u>名古屋事務所</u> 及び福岡事務所	[略]
先端科学技術研究センター	[略]	
[略]		
[略]		

2～5 [略]

別表第1 広域振興局の部等及び課等（第19条関係）

広域振興局	部 等	課 等	
[略]			
県南広域振興局	経営企画部	[略]	
		観光労働商業課	
		世界遺産推進課	
	[略]		
沿岸広域振興局	[略]		
	農林部	[略]	
		宮古農林振興センター	[略] 農業振興課
	[略]		
	大船渡農林振興センター	農業振興課	
		農村整備課	
		林業振興課	
		森林保全課	
	[略]		
	水産部	[略]	
		漁港漁村課	
		[略]	
		宮古水産振興センター	[略] 漁港漁村課
			[略]
		大船渡水産振興センター	[略] 漁港漁村課
	[略]		
	[略]		
土木部	調整課		
	管理課		
	[略]		
[略]			
[略]			

別表第2

1 広域振興局経営企画部、経営企画部地域振興センター、

2～5 [略]

別表第1 広域振興局の部等及び課等（第19条関係）

広域振興局	部 等	課 等	
[略]			
県南広域振興局	経営企画部	[略]	
		観光労働商業課	
		[略]	
	[略]		
沿岸広域振興局	[略]		
	農林部	[略]	
		宮古農林振興センター	[略] 農業振興課 農地復旧課
	[略]		
	大船渡農林振興センター	農業振興課	
		林業振興課	
		森林保全課	
		農村整備室	農村整備課 農地復旧課
	[略]		
	水産部	[略]	
		漁港管理課	
		漁港復旧課	
		[略]	
		宮古水産振興センター	[略] 漁港管理課 漁港復旧課
			[略]
	[略]		
	大船渡水産振興センター	[略] 漁港管理課 漁港復旧課	
[略]			
[略]			
[略]			
土木部	管理課		
	[略]		
	[略]		
[略]			
[略]			

別表第2

1 広域振興局経営企画部、経営企画部地域振興センター、

総務部、総務部総務センター、県税部及び県税部県税センターの分掌事務（第20条―第22条関係）

分掌事務	分掌の区分						備考
	経営企画部	経営企画部地域振興センター	総務部	総務部総務センター	県税部	県税部県税センター	
[略]							
18 一般旅券	○						沿岸広域振興局経営企画部に限る。
<u>発給申請に基づく書類の受付、一般旅券の交付並びに失効旅券の消印及び還付に関すること。</u>							
[略]							

[略]

2 [略]

3 広域振興局農政部、農政部農林振興センター、農政部農村整備センター、林務部、農林部、農林部農林振興センター、水産部及び水産部水産振興センターの分掌事務（第24条―第27条関係）

分掌事務	分掌の区分							備考
	農政部	農政部農林	農政部農村	林務部	農林部	農林部農林	水産部水産	
[略]								

総務部、総務部総務センター、県税部及び県税部県税センターの分掌事務（第20条―第22条関係）

分掌事務	分掌の区分						備考
	経営企画部	経営企画部地域振興センター	総務部	総務部総務センター	県税部	県税部県税センター	
[略]							
18 削除							
[略]							

[略]

2 [略]

3 広域振興局農政部、農政部農林振興センター、農政部農村整備センター、林務部、農林部、農林部農林振興センター、水産部及び水産部水産振興センターの分掌事務（第24条―第27条関係）

分掌事務	分掌の区分							備考
	農政部	農政部農林	農政部農村	林務部	農林部	農林部農林	水産部水産	
[略]								

		振 興 セ ン タ ー	整 備 セ ン タ ー			振 興 セ ン タ ー	振 興 セ ン タ ー
[略]							
61	森林・林業・木材産 業づくり交 付金事業の 推進に關す ること。	[略]					
[略]							

[略]

4 [略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
[略]		
総務部	[略]	
	予算調製課	[略]
	[略]	
政策地域部	[略]	
	地域振興室	県北沿岸・定住交流課長 交通課長 地域情報化担当課長
	国体室	国体課長 競技式典担当課長 施設課長
環境生活部	[略]	
	資源循環推進課	資源循環担当課長
	[略]	
保健福祉部	保健福祉企画室	[略]
	医療推進課	医療担当課長 地域医療推進担当課長 感染症担当課長
	[略]	
	障がい保健福祉課	療育精神担当課長 障がい福祉担当課長
	児童家庭課	[略]

		振 興 セ ン タ ー	整 備 セ ン タ ー			振 興 セ ン タ ー	振 興 セ ン タ ー
[略]							
61	林業構造の改善の推進に關すること。	[略]					
[略]							

[略]

4 [略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
[略]		
総務部	[略]	
	財政課	[略]
	[略]	
政策地域部	[略]	
	地域振興室	県北沿岸・定住交流課長 交通課長 地域情報化課長
環境生活部	[略]	
	資源循環推進課	廃棄物対策担当課長 資源循環担当課長
	[略]	
保健福祉部	保健福祉企画室	[略]
	[略]	
	障がい保健福祉課	こころの支援・療育担当課長 障がい福祉担当課長
	児童家庭課	[略]

商工労働 観光部	商工企画室	企画課長 管理課長
	[略]	
[略]		
復興局	企画課	計画担当課長
	まちづくり再生 課	まちづくり再生課長
	[略]	
[略]		

別表第11 附属機関（第77条関係）

[略]

条例によるもの

名 称	所掌事務
[略]	
岩手県障害者 介護給付費等 不服審査会	<u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）第98条第1項の規定による市町村の介護給付費等に係る処分に対する不服の審査に関すること。
[略]	

	<u>医療政策室</u>	医療政策担当課長 医務課長 地域医療推進課長 感染症 担当課長
商工労働 観光部	商工企画室	企画課長 管理課長 <u>自動車 産業振興課長</u>
	[略]	
[略]		
復興局	総務企画課	管理担当課長 計画担当課長
	まちづくり再生 課	まちづくり再生担当課長
	[略]	
[略]		

別表第11 附属機関（第77条関係）

[略]

条例によるもの

名 称	所掌事務
[略]	
岩手県障害者 介護給付費等 不服審査会	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号）第98条第1項（ <u>児童福祉法</u> （昭和22年法律第164号）第56条の5の5第2項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の介護給付費等に係る処分に対する不服の審査に関すること。
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（予算規則の一部改正）

2 予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（歳出予算の配当）</p> <p>第17条 部局長は、<u>予算調製課予算担当課長</u>が通知する歳出予算配当要領に基づき歳出予算配当要求書（様式第12号）を作成し、<u>予算調製課予算担当課長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>予算調製課予算担当課長</u>は、前項の歳出予算配当要求書の提出があったときは、歳計現金の状況その他特別の事情によりその全部又は一部の配当を一時留保するものを除き、歳出</p>	<p>（歳出予算の配当）</p> <p>第17条 部局長は、<u>財政課予算担当課長</u>が通知する歳出予算配当要領に基づき歳出予算配当要求書（様式第12号）を作成し、<u>財政課予算担当課長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>財政課予算担当課長</u>は、前項の歳出予算配当要求書の提出があったときは、歳計現金の状況その他特別の事情によりその全部又は一部の配当を一時留保するものを除き、歳出予算</p>

<p>予算配当表（様式第13号）により配当するとともに、その旨を会計管理者に通知しなければならない。</p> <p>（合議）</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 次に掲げる事項については、<u>予算調製課総括課長</u>に合議しなければならない。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 次に係る支出負担行為に関すること。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ その他<u>予算調製課総括課長</u>が重要と認めて指定する経費</p> <p>（3）～（7） [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>（歳入歳出予算整理簿）</p> <p>第25条 <u>予算調製課予算担当課長</u>は、歳入歳出予算及びその明細並びに歳出予算の配当等を記録するため、歳入歳出予算整理簿（様式第17号）を備えなければならない。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県福岡事務所</p> <p><u>岩手県工業技術集積支援センター</u></p> <p>岩手県先端科学技術研究センター</p> <p>[略]</p> <p>様式第13号（第17条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;"><u>総務部予算調製課予算担当課長</u></p> <p>[略]</p>	<p>配当表（様式第13号）により配当するとともに、その旨を会計管理者に通知しなければならない。</p> <p>（合議）</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 次に掲げる事項については、<u>財政課総括課長</u>に合議しなければならない。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 次に係る支出負担行為に関すること。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ その他<u>財政課総括課長</u>が重要と認めて指定する経費</p> <p>（3）～（7） [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>（歳入歳出予算整理簿）</p> <p>第25条 <u>財政課予算担当課長</u>は、歳入歳出予算及びその明細並びに歳出予算の配当等を記録するため、歳入歳出予算整理簿（様式第17号）を備えなければならない。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県福岡事務所</p> <p>岩手県先端科学技術研究センター</p> <p>[略]</p> <p>様式第13号（第17条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;"><u>総務部財政課予算担当課長</u></p> <p>[略]</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

（土地改良財産の管理及び処分に関する規則の一部改正）

3 土地改良財産の管理及び処分に関する規則（昭和42年岩手県規則第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4） 課長等 農村建設課総括課長並びに広域振興局の農政部の農村整備室、農林振興センター（農村整備室が置かれる農林振興センターにあっては、農村整備室）及び農村整備センター並びに農林部及び農林部農林振興センターの長をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4） 課長等 農村建設課総括課長並びに広域振興局の農政部の農村整備室、農林振興センター（農村整備室が置かれる農林振興センターにあっては、農村整備室）及び農村整備センター並びに農林部及び農林部農林振興センター（<u>農村整備室が置かれる農林部農林振興センターにあっては、</u></p>

農村整備室)の長をいう。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県収入証紙条例施行規則の一部改正)

4 岩手県収入証紙条例施行規則(昭和48年岩手県規則第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 各課等 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項及び第13条の2第1項に規定する各課等並びに同規則第14条に規定する出納局、岩手県議会事務局組織規程(昭和44年岩手県議会訓令第3号)第2条に規定する各課、岩手県教育委員会行政組織規則(昭和37年岩手県教育委員会規則第2号)第15条に規定する各課等、岩手県警察組織規則(昭和49年岩手県公安委員会規則第2号)第2条、第9条、第14条、第19条及び第26条に規定する各課等、監査委員事務局組織に関する規程(平成7年岩手県監査委員訓令第1号)第2条に規定する各課、岩手県人事委員会事務局組織に関する規則(昭和40年岩手県人事委員会規則第19号)第2条に規定する職員課並びに岩手県労働委員会事務局組織に関する規則(昭和39年岩手県規則第23号)第2条に規定する審査調整課をいう。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 各課等 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項、<u>第13条の2第1項及び第13条の3第1項</u>に規定する各課等並びに同規則第14条に規定する出納局、岩手県議会事務局組織規程(昭和44年岩手県議会訓令第3号)第2条に規定する各課、岩手県教育委員会行政組織規則(昭和37年岩手県教育委員会規則第2号)第15条に規定する各課等、岩手県警察組織規則(昭和49年岩手県公安委員会規則第2号)第2条、第9条、第14条、第19条及び第26条に規定する各課等、監査委員事務局組織に関する規程(平成7年岩手県監査委員訓令第1号)第2条に規定する各課、岩手県人事委員会事務局組織に関する規則(昭和40年岩手県人事委員会規則第19号)第2条に規定する職員課並びに岩手県労働委員会事務局組織に関する規則(昭和39年岩手県規則第23号)第2条に規定する審査調整課をいう。</p> <p>(2) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	